

羅什訳『法華経』の語学的研究

—禁止否定の表現について—

椿 正美

0. はじめに

上古漢語の否定副詞は、一般性否定を示す語彙と禁止性否定を示す語彙に大別され、王力1958:324は前者の例として“不”“弗”、後者の例として“毋（無）”“勿”を挙げている。但し、一般性否定を示す“不”でも動詞を直接的に後続させる表現でありながら文脈から明らかに禁止の否定と捉えられる用例が文中には多く見られ、更に特定の助動詞を動詞との間に挿入することによって禁止の表現を構成する場合もある。

本稿では、鳩摩羅什（Kumarajiva）訳『妙法蓮華経』全7巻（以後は略称『法華経』を使用）の文中に見られる、禁止性否定を示す副詞、更に一般性否定を示す副詞“不”それぞれの用例を調査対象とし、禁止否定が示された表現の使用条件と効果について探る¹⁾。

1. “勿”“莫”“無”

禁止性否定を表示する否定副詞は、『法華経』では「方便品」“汝等勿有疑（「汝等疑有ること勿れ」）。”等の“勿”、「信解品」“莫復與語（「復與みし語ること莫れ」）”等の“莫”、「安樂行品」“無有怯弱（「怯弱有ること無けん」）。”等の“無”が挙げられる。高名凱1957:497は、“勿”“莫”“無”等の否定命令詞または禁止詞は強制的な命令命題に用いられると述べ、漢語で用いられる命令詞の中では強度が最も高いことを認めている²⁾。

『法華経』全文中には、同じ動詞“親近”を後続させた表現“勿親近”“莫親近”“不親近”の使用が多く見られることから、それぞれの語彙は全く同じ機能を発揮するような印象も受ける。しかし、同文中に“勿”“莫”両語彙を含む「化城喻品」“汝等勿怖、莫得退還（「汝等怖ること勿れ、退き還ること得ること莫れ」）”のような用例も存在が確認されるので、書き手に各語彙の使用条件が異なるものと認識されていた可能性は高い。

本章では、まず“勿”“莫”“無”の字形と字義について確認した上で、『法華経』文中での各語彙の用例を挙げ、それぞれの使用条件について調査を進めていく。

1. 1. “勿”

1. 1. 1. 字形と字義

まず、字形と字義について確認する。“勿”の字形は象形であり、甲骨文では弓の弦を弾く様子が象られている。この弾弦は邪悪を祓う行動であり、借りて禁止の意に用いられたと考え

られる。『説文解字』には“州里所建旗、象其柄、有三游（「州里建つる所の旗なり、其の柄の三游有るに象る」）。”と記され、文中の“游”も呪（まじな）いの道具である旗脚を意味することから、やはり「払い清める」の意が含まれている。

例えば『論語』「衛靈公」には“己所不欲、勿施於人（「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」）。”とあり、“施於人”が行為の内容に当たる。また、『韓非子』「主道」には“知其言以往、勿変勿更、以参合閔焉（「其の言を知る以往は、変ずる勿く更むる勿く、参合を以て焉を閔せよ」）。”とあり、この場合の“勿～勿～”も“知其以往”に対する「変更」の禁止否定を示すと捉えられる。

1. 1. 2. 『法華経』での使用例

『法華経』文中に見られる例文を次に挙げる。

(1)T09-0015B

在所遊方、勿妄宣伝。（譬喩品）

所遊の方に在って、妄りに宣伝すること勿れ。

(2)T09-0017A

汝常此作、勿復餘去。（信解品）

汝常に此にして作せ、復餘に去ること勿れ。

(1)では動詞“宣伝”、(2)では動詞“去”が禁止の行為に当たる。(1)では前半部で“在所遊方”が揭示され、禁止が発生する条件の範囲が限定されている。(2)では“汝常此作”が揭示され、禁止の表現を含む“勿復餘去”は補足説明のために添加されたと捉えられる。

(2)の場合、文脈や人称代名詞“汝”の使用から、前半部の“汝常此作”は明らかに相手に対する強制の表現であると解釈され、説明部分として直後に配された〔“勿”＋動詞〕の補足作用は極めて強いと判断される。このような用例は全文中に多く見られる。

(3)T09-0017A

汝等勤作、勿得懈怠。（信解品）

汝等勤作して懈怠すること得ること勿れ。

(4)T09-0056C

諸善男子、勿得恐怖。（觀世音菩薩普門品）

諸の善男子、恐怖するを得ること勿れ。

(3)は(2)の直前に記された部分である。文中の前半部で強制する行為の内容が揭示され、後半部で〔“勿”＋動詞〕が補足された形式は両者全く同じである。但し、(3)の場合は動詞に“得”が前置された形式〔“得”＋動詞〕が成立しているので、“勿”により直接的に禁止された行為は“得”となる。

このように〔“得” + 動詞〕が否定副詞に後続される用法は、全文中に合計4回の使用が確認される。何れの場合でも禁止の行為を表す動詞が名詞化され、“得”の賓語としての位置に配されている。(4)の場合は“恐怖”が名詞化されている。

1. 1. 3. 補足作用の發揮

既に述べたように、文全体に対して發揮される〔“勿” + 動詞〕の補足作用は強く、特に文の前半部で行為に対する強制の内容が揭示された場合には、その程度が更に明らかとなる。『法華経』全文中では、強制を示す助動詞を含むフレーズが〔“勿” + 動詞〕以前の部分に明示された用例が見られる。

例文を次に挙げる。

(5)T09-0043A

汝可取服、勿憂不差。(如来寿品)

汝取って服すべし、差えじと憂うること勿れ。

(6)T09-0052C

汝等亦応随学、如来之法、勿生慳恡。(嘱累品)

汝等亦随って如来の法を学すべし、慳恡を生ずること勿れ。

(5)では強制を示す助動詞“可”、(6)では“応”が使用されている。

これらの構成では、文の前半部に行為の強制を示す表現が揭示され、“勿”以下の部分で回避すべき条件の説明が補足されている。何れの場合でも強制的な命令命題に適用される“勿”の強い機能が發揮された可能性が助動詞の挿入によって明らかとなっている。

1. 2. “莫”

1. 2. 1. 字形と字義

まず、字形と字義について確認する。“莫”の字形は会意であり、草むらに太陽が沈むことを意味する。『説文解字』には“日且冥也（日且に冥れんとするなり）”と記され、借りて不存在の意味に用いられたと考えられる。

例えば『国語』「呉語」“莫如此不用王命（「此の如く王命を用ひざること莫れ」）。”では“不用王命”、王翰「涼州詞」“醉臥沙場君莫笑、古来征戰幾人回（「酔うて沙場に臥すとも君笑ふこと莫れ、古来征戰幾人か回る」）。”では“笑”が行為の内容に当たる。

1. 2. 2. 『法華経』での使用例

『法華経』文中に見られる例文を次に挙げる。

(7)T09-0055B

汝莫輕彼国、生下劣想。(妙音菩薩品)

汝彼の国を輕しめて下劣の想を生ずること莫れ。

(8)T09-0013B

汝等莫得、樂住三界火宅。(譬喩品)

汝等樂って三界の火宅に住することを得ること莫れ。

(7)では動詞“輕”が禁止する行為に当たる。(8)では“住三界火宅”が名詞化され、直接的に禁止された行為は“得”となる。ここでも(3)(4)と同様に〔否定副詞+“得”+動詞〕が成立している。

先秦時代の文献には“莫”を用いた禁止否定の用例が極めて少なく、それを理由に“莫”は重い語気による禁止の表現に主たる用法があったとも想像される。しかし、鈴木1975:141はそれを認めず、“莫”の主たる用法は動作や性状を表す語彙の前に用いて所有者の存在を否定することにあつたと主張している。

1. 2. 3. 禁止される内容の限定

王力1958:327は、上古時期には“莫”は否定性的無定代詞であつたと記し、語義は「誰もいない(しない)」「何もない(しない)」に当たると指摘している。否定性的無定代詞には先行詞に当たる表現が前部に置かれることがあり、その先行詞が表示する内容は、“莫”が指示する対象の範囲に当たる。

例文を次に挙げる。

(9)T09-0016A

無智人中、莫説此經。(譬喩品)

無智の人の中にして、此の經を説くこと莫れ。

(10)T09-0059B

寧上我頭上、莫惱於法師。(陀羅尼品)

寧ろ我が頭の上に上るとも法師を惱すこと莫れ。

(11)T09-0037C

莫獨屏處、為女說法。(安樂行品)

獨屏處にして、女の為に法を説くこと莫れ。

(9)では“説”が禁止する行為に当たる。上記の規則に従えば、文中の“無智人中”は“莫”の先行詞となり、それによって“説此經”の範囲が限定されたと解釈される。(10)では“惱”が禁止する行為に当たる。ここでも“寧上我頭上”が“莫”の先行詞となり、禁止される内容の範囲が限定されている。但し、(10)の場合は接続詞“寧”が文頭に置かれ、「史記」「蘇秦列伝」「寧為鷄口、無為牛後(「寧ろ鷄口と為るとも、牛後と為る無かれ」)。」に見られる“寧～無～”と

同様の形式も構成されている。

(11)では(9)と同じく“説”が禁止する行為に当たり、内容の範囲も“獨屏處”によって限定されている。しかし、文全体の構成から見れば、(11)では“莫”が文頭に配されたため、禁止する行為が示される部分の中に内容の範囲を限定する表現も含まれるので、文全体の構成は(9)とは異なる。(11)の場合は字数の調整を目的として用いられた形式と捉えられるが、この形式の『法華経』全文中で確認される用例は1例のみとなっている。

1. 3. “無”

1. 3. 1. 字形と字義

まず、字形と字義について確認する。“無”の字形は象形であり、人の舞う様子を描写する“舞”の初文に当たる。『説文解字』には“豊也（「豊かなり」）”と記され、林に従う字と解釈されているが、この記述に対し白川1996：1504は金文の字形に含まれる舞袖の飾りに当たる部分を誤り伝えたものと指摘している。不存在の意に用いる手法は仮借であり、殆どの場合にこの仮借義に用いられる。

例えば『詩経』「碩鼠」“碩鼠碩鼠、無食我黍（「碩鼠碩鼠、我が黍を食ふこと無かれ」）。”と『戦国策』「楚」“子無敢食我也（「子敢て我を食ふこと無かれ」）。”では共に“食”が行為の内容に当たる。

1. 3. 2. 『法華経』での使用例

『法華経』文中に見られる例文を次に挙げる。

(12)T09-0038B

受持読誦、斯經典者、無懷嫉妬、諂誑之心。（安樂行品）

斯の經典を受持し読誦せん者は、嫉妬・諂誑の心を懐くこと無かれ。

(13)T09-0037C

若說法時、無得戲笑。（安樂行品）

若し法を説かん時には、戲笑すること得ること無かれ。

(12)では“嫉妬、諂誑之心”が賓語となり、禁止の行為を直接的に示す動詞には“懷”が当たる。

(13)では動詞“戲笑”が名詞化されて賓語としての機能を發揮し、禁止の行為には“得”が当たる。

(13)の形式〔“得”＋動詞〕は、(3)(4)(8)に見られるものと同じである。

既に述べたように、王力1958：324は共通の機能を發揮する語彙として“無”“勿”を挙げている。両者の使用頻度を比較すれば、西周時代（紀元前1050—同771）から戦国時代（紀元前403—同221）にかけての時期では、“無”より“勿”の方が遙かに低い。ところが、禁止に用いられる場合では却って“勿”の方が“無”よりも多い。この現象について、鈴木1975は“勿”

に含まれる強い否定の語気が多用された結果と判断し、“無”の強度が“勿”より劣る可能性について認めている。

1. 3. 3. 使役を示す動詞“令”の後続

“無”には使役を示す動詞を後続させて他者による操作の禁止を示す用法もある。『法華経』文中では“令”が後続された“無令”の使用が確認される。

次に例文を挙げる。

(14)T09-0012B

宜時疾出、無令為火、之所烧害。(譬喩品)

宜しく時に疾く出でて火に烧害せられしむること無かるべし。

(15)T09-0017B

宜加用心、無令漏失。(信解品)

宜しく用心を加うべし、漏失せしむること無かれ。

“令”は『法華経』文中で用いられる使役動詞の中では使用頻度が最も高く、“無令”は全文中に合計3回の使用が確認される。“令”の語義については『説文解字』に“発號也（「號を發するなり」）”と記され、人が神意を聞く様子を描く字形であることから白川1996：1635は「令善の意」と解釈し、使役の意に用いられたと述べている。(14)(15)の場合も(5)(6)と同様に文の前半部に強制を示す助動詞“宜”が置かれ、補足のために使用された“無令～”は他者による操作の不実行の強制を表示したと解釈されるので、その禁止否定の強度は高いと判断される。

2. “不”

2. 1. 字形と字義

まず、“不”の字形と字義について確認する。“不”の字形は象形であり、花の萼が表現されている。『説文解字』では鳥の翔ぶ姿の描写と捉えられて“鳥飛上翔不下来也（「鳥飛んで上翔し、下り来らざるなり」）”と記されている。禁止否定としての使用については、藤堂1978：16が「不の音を借りて口へんをつけ、否定詞の否がつくられたが、不もまたその音を利用して、拒否する否定詞に転用された」と指摘している。

2. 2. 『法華経』での使用例

2. 2. 1. 動詞の直接的な後続

“不”を用いた禁止否定には、行為を示す動詞を直接的に後続させた表現も存在する。例えば『孟子』「滕文公」“我且往見、夷子不來（「我且に往きて見んとす、夷子来らざれ」）。”では、前半部“我且往見”が状況について表された部分に当たり、“不”＋動詞を含む後半部“夷

子不來”によって禁止否定の内容が表されている。

【法華経】文中に見られる例文を次に挙げる。

(16)T09-0038A

不説他人、好悪長短。(安樂行品)

他人の好悪長短を説かざれ。

(17)T09-0038A

慈悲於一切、不生懈怠心。(安樂行品)

一切を慈悲して懈怠の心を生ぜざれ。

(16)では“説”、(17)では“生”が禁止する行為に当たる。

“不”による否定の性質について、鈴木1975:118は直接的と分析し、それが動詞に前置された表現は主観性が強いと指摘している。強い主観性を伴う表現には相手に対する強制の意志が含まれるため、行為の否定を示す〔“不” + 動詞〕は禁止の表示としても適用されたと考えられる。

2. 2. 2. 強制を示す助動詞の挿入

“不”は行為を示す動詞との間に強制を示す助動詞を挿入し、禁止否定を示す表現も構成する。例えば『韓非子』「論老」“此宝也、宜為君子器、不宜為細人用（「此れ宝なり、宜しく君子の器と為すべく、宜しく細人の用と為すべからず」）。”では、強制する行為を表す“為君子器”が“宜”、禁止する行為を表す“為細人用”が“不宜”に後続され、それぞれの行為について、相手に要求する内容の対比が示されている。

【法華経】文中に見られる例文を次に挙げる。

(18)T09-0006C

止不須説。(方便品)

止みなん止みなん説くべからず。

(19)T09-0012C

不応以下劣小車、与諸子等。(譬喩品)

下劣の小車を以て諸子等に与うべからず。

(20)T09-0012C

应当等心、各各与之、不宜差別。(譬喩品)

当に等心にして各各に之を与うべし、宜しく差別すべからず。

(18)では〔“不須” + 動詞〕、(19)では〔“不応” + 動詞〕、(20)では〔“不宜” + 動詞〕が構成されている。何れの場合でも強制を示す助動詞が“不”と動詞との間に挿入されることにより、動詞に対する禁止否定が表現されている。

否定副詞“勿”“莫”“無”それぞれの使用文では語彙自体の機能が異なるため、禁止否定に含まれる強度も副詞の種類から推定が可能である。ところが、同じ“不”を含む複数の〔“不”+動詞〕構文については、その推定は困難となる。

但し、(18)(19)(20)のように異なる助動詞“応”“宜”“須”が挿入された場合には、それぞれが発揮する機能に基づき、禁止の強度も推定が可能となる。例えば、対象に「当然」「義務」を要求する“応”は、「適切」を要求する“宜”よりは強度が高いと判断され、それぞれの助動詞の使用条件が文意全体を正確に解釈する根拠ともなる³⁾。

3. おわりに

「方便品」「從地涌出品」では、全ての行為を対象として禁止を示す動詞“止”の使用が確認されるが、その用例は極めて少ない。全文中に見られる禁止否定の表現の殆どでは、行為の内容を具体的に表す動詞に特定の副詞が前置された形式が構成され、その場合には事物の存在や行為の実施を否定する否定副詞が借用されている。本稿では“勿”“莫”“無”そして“不”の使用状況を調査対象とした。

語義について調査した結果、“勿”“莫”“無”の中では、原義の段階で既に禁止の意図が含まれていた“勿”の使用回数が特に多く、“莫”“無”は不存在の表示から禁止へと借用されていたことが判明した。更に何れの場合でも強制の表現に対する強い補足作用が発揮されていたことも確認された。

また、本来は一般性否定を示す“不”が動詞を後続させて禁止否定を示す形式も全文中には見られた。“不”には行為の禁止を要求する表現に必要となる主観性が伴い、その性質の使用が禁止否定の表現に適切であるためと考えられた。

以上のように、『法華経』全文中では禁止否定の表現が多く見られ、そこでは事物の存在や行為の実施を否定する副詞が借用されていた。何れの場合でも副詞の機能に含まれる高い強度や濃厚な主観性が効果を発揮しており、そのような禁止否定の表現が全文で頻繁に見られる状況も『法華経』の特徴として挙げられると考えられた。

〈注〉

1) 『法華経』文中に用いられる否定副詞の種類と使用条件について、筆者は『身延山大学仏教学部紀要』第6号(2005年10月)で既に発表した。禁止否定の表現に関しては用例を掲示するに止まっていた。

2) 高名凱1957:497は、漢語で用いられる命令詞を①句終命令詞(“也”“哉”等)②句中に挿入または句首に冠される命令詞(“請”“苟”等)③否定命令詞または禁止詞(“勿”“莫”“無”)に大別し、①は全ての命令命題、②は非強制的な命令命題に用いられたが、③は強制的な命令

命題に用いられたと指摘している。

3) 筆者は『身延山大学仏教学部紀要』第8号(2007年10月)で「当然・義務」を示す助動詞“当”“応”“宜”の機能について記している。

〈参照文献〉

王力1958.『漢語史稿(中冊)』科学出版社。

高名凱1957.『漢語語法論』科学出版社。

白川静1996.『字通』平凡社。

鈴木直治1975.「古代漢語における否定詞について」,『金沢大学教養部論集人文科学編113』:113—152頁。

藤堂明保1978.『漢和大辞典』学習研究社。

〈キーワード〉 否定副詞、一般性否定、禁止性否定、補足作用